

保育士等の児童処遇に係る職員の配置基準の改正について

保育施設の設備や運営に関しては、児童福祉法等に基づき国が基準を定め、市町村等は、当該基準を基に条例で基準を定めることとしている。

このたび、標記配置基準について、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等（以下「国基準」という。）が改正されることとなったことから、それにあわせて、市の関係条例を改正することとしたい。

1 改正の概要について

(1) 保育士等の配置基準について

現行	改正後
乳児 おおむね 3 人につき 1 人以上	乳児 おおむね 3 人につき 1 人以上
満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人以上	満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人以上
満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 おおむね 20 人につき 1 人以上	満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 おおむね <u>15</u> 人につき 1 人以上
満 4 歳以上の幼児 おおむね 30 人につき 1 人以上	満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>25</u> 人につき 1 人以上

(2) (1)に係る経過措置について

配置基準の改正については、国基準において経過措置が設けられ、その内容は、「保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、（中略）適用しない（現行の基準が適用される）」とされている。

(3) 国基準の施行時期について

令和 6 年 4 月 1 日施行。

1 の(2)のとおり経過措置があるため、経過措置期間中においては実質的な影響は生じないほか、国基準には「施行の日から起算して 1 年を超えない期間内において、新基準の規定による基準に従い定める（中略）条例が制定施行されるまでの間は、新基準の規定による基準は、指定都市等の条例で定める基準とみなす」旨記載されている。

2 市の対応について

(1) 条例の改正について

このたび、国が行った配置基準の改正に係る事項は、市町村等が条例で定めるにあたり「従うべき基準」（適合しなければならない基準）として国が定めていることから、国の基準に従う形で関係条例を改正する必要がある。

(2) 改正すべき条例及び条文について

1(1)のとおり、基準を改正する。

経過措置（1(2)）についても、国基準と同じ内容を各条例に規定する。

施設種別	改正すべき条例
保育所	札幌市児童福祉法施行条例（第 182 条第 2 項）
地域型保育事業	札幌市児童福祉法施行条例（第 138 条の 47 第 2 項等）
認定こども園（幼保連携型）	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（第 11 条第 3 項）
認定こども園（幼保連携型以外）	札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（第 5 条第 1 項）

(3) 今後のスケジュールについて

今年 5 月（見込）に招集される第 2 回定例市議会に上記条例の改正案を提出予定。

改正条例の議決日以降、公布・施行予定。

(参考) 関係条例

札幌市児童福祉法施行条例(第 182 条第 2 項) 【保育所】

- 2 前項の保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。

札幌市児童福祉法施行条例(第 138 条の 47 第 2 項) 【小規模 A】

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。
- (1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人
 - (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人
 - (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 (法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね 20 人につき 1 人
 - (4) 満 4 歳以上の児童(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね 30 人につき 1 人

札幌市児童福祉法施行条例(第 138 条の 49 第 2 項) 【小規模 B (市内にないが条例上規定有)】

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち 3 分の 2 以上は保育士とする。
- (1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人
 - (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人
 - (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 (法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね 20 人につき 1 人
 - (4) 満 4 歳以上の児童(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね 30 人につき 1 人

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（第 11 条第 3 項）

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
1 満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人
2 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人
3 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人
4 満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人
備考（省略）	

札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（第 5 条第 1 項）

第 5 条 認定こども園には、次に掲げる基準の教育及び保育（満 3 歳未満の子どもについては、その保育。次項において同じ。）に従事する職員を置かなければならない。

- (1) 満 1 歳未満の子どもおおむね 3 人につき 1 人以上
- (2) 満 1 歳以上満 3 歳未満の子どもおおむね 6 人につき 1 人以上
- (3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもおおむね 20 人につき 1 人以上
- (4) 満 4 歳以上の子どもおおむね 30 人につき 1 人以上